

令和6年度第2回野田警察署協議会

1 開催日

令和6年9月25日（水曜日）

2 開催場所

野田警察署

3 出席者

・ 協議会委員 7人 ・ 警察署 11人

4 業務報告

(1) 野田市内における犯罪情勢について

(2) 交通課の活動状況について

5 警察署からの諮問事項

東武鉄道野田市駅及び愛宕駅ロータリー開通に伴う駐車違反重点取締路線の新規指定について

6 委員からの要望・意見等

(1) 【質問】 野田市内の交番や駐在所は、今後増設予定はありますか。

【回答】 現状増設予定はありません。野田警察署では2台の移動交番車を運用しており、要望のある地域に沿って移動交番を開設し防犯活動を実施しています。

(2) 【質問】 自転車でスマートフォンを眺めながらの運転など危険な運転が目立つのですが取締りはできますか。

【回答】 道路交通法が改正され、運転者が16歳以上であれば、自転車の酒気帯運転やスマートフォンを使用しながらの運転等を青切符（反則金支払い）で取締ることができるようになる予定です。

(3) 【質問】 郊外に住まわれている高齢の方で、近所に店もなく車がないと生活ができないことから免許を自主返納できないとおっしゃっている方がいたのですが、そのような場合どのようにすればよろしいでしょうか。

【回答】 高齢で車を運転するのが不安であれば、運転免許証を自主返納しタクシーやバス等の交通機関を利用して移動するようにしてください。免許証を自主返納することで希望者には運転経歴証明書が交付されますが、市町村によってはこの証明書によりタクシーやバスの運賃が割り引きされることもあるそうです。

(4) 【質問】 運転免許証の自主返納手続きについて、本人が窓口を訪れる事が出来ない場合は代理人による手続きも可能なのか。

【回答】 代理人による返納手続きも可能です。

(5) 【質問】 道路で横断歩道等の路面標示が消えかかっている箇所を見つけた場合、どこへ連絡すればよいか。

【回答】 警察で対応しますので、管轄する警察署へ連絡願います。

(6) 【質問】 歩道に草木が生い茂っており通行に支障がある場所があるのですがどこへ連絡すればよいか。

(7) 【回答】 それぞれの道路を管理する道路管理者へ連絡してください。もし分からなければ警察に連絡していただければこちらで確認し道路管理者へ連絡します。

7 答申等に対する措置結果

野田市清水地先における進入禁止標識の劣化について（令和6年度第1回）

標識の設置状況等を確認したところ、標識が劣化し識別が困難な状況が認められたことから、標識の交換を実施。